

静岡労働局

第12次労働災害防止推進計画

誰もが安心して健康に働くことができる
社会を実現するために

静岡労働局

<目次>

はじめに	1
1 計画のねらい	1
（1）計画が目指す社会	1
（2）計画の期間・目標	1
（3）計画の評価と見直し	1
2 労働災害の動向と課題	1
（1）静岡県内の労働災害の推移	1
（2）業種別の労働災害の動向	2
（3）年齢別の動向	3
3 重点施策	4
（1）労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化	4
（2）行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組み	4
（3）発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化	4
（4）東京電力福島第一原子力発電所事故を受けた対応	4
4 重点施策ごとの具体的取組	4
（1）労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化	4
ア 重点とする業種対策	
（ア）労働災害件数を減少させるための重点業種対策	4
① 第三次産業対策	6
①—1 小売業	6
①—2 社会福祉施設	6
①—3 飲食店	7
② 道路貨物運送業対策	7
③ 食料品製造業対策	8
（イ）重篤度の高い労働災害を減少させるための重点業種対策	8
① 建設業対策	9
② 製造業対策	11
イ 重点とする健康確保・職業性疾病対策	11
① メンタルヘルス対策	12
② 過重労働対策	13
③ 化学物質による健康障害防止対策	13
④ 粉じん障害防止対策	14
⑤ 腰痛・熱中症対策	14
⑥ 受動喫煙防止対策	14

ウ 業種横断的な取組	15
① リスクアセスメントの普及促進	16
② 高齢労働者対策	16
③ 非正規労働者対策	16
(2) 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組み	17
① 専門家と労働災害防止団体の活用	17
② 業界団体との連携による実効性の確保	17
③ 安全衛生管理に関する外部専門機関の活用	17
(3) 発注者、製造者、施設等の管理者による取組み強化	17
① 発注者等による安全衛生への取組み強化	18
② 製造段階での機械の安全対策の強化	18
(4) 東京電力福島第一原子力発電所事故を受けた対応等	18
① 原発事故対応の体制の整備	18
② 定期検査工事等における放射線障害防止等	18

はじめに

働く人々の安全と健康の確保は、最も重要な国民的課題の一つであり、働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれたりすることは本来あってはならない。

労働者の安全と健康の確保は事業者の責務であり、事業者は、労働災害防止のための最低基準を守るだけでなく、自主的な安全衛生管理活動を積極的に実施することにより、職場における労働災害、健康障害のリスクを低減し、健康で安全な職場づくりを進めるとともに、快適な職場環境の形成を促進することが重要である。そして、事業者が行う安全衛生管理活動を効果的に展開するためには、行政だけでなく、労働災害防止団体、業界団体等が連携し合いながら事業者の活動を支援してゆく必要がある。

このため、静岡労働局では、静岡労働局の「第 11 次労働災害防止推進計画」（平成 20 年から平成 24 年。以下「第 11 次計画」という。）の取組結果及び国の「第 12 次労働災害防止計画」を踏まえ、今後の労働災害防止対策を進めるため、「第 12 次労働災害防止推進計画」（以下「第 12 次計画」という。）を策定する。

1 計画のねらい

（1）計画が目指す社会

誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するためには、国や労働災害防止団体、事業者、労働者及び発注者など、全ての関係者が、働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれたりするようなことは、本来あってはならないという意識を共有し、安全や健康のためにかける必要のあるコストについて正しく理解し、それぞれが責任ある行動を取れるような社会にしていかなければならない。

（2）計画の期間・目標

ア 第 12 次計画は、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 か年計画とする。

イ 静岡県内の労働災害発生状況等に鑑み、究極の目標である「労働災害ゼロ」の実現に向け、以下の目標の達成を目指す。

- | |
|---|
| <p>① 第 11 次計画の 5 年間と比較して、第 12 次計画の 5 年間の労働災害による死亡者数を 10%以上減少させること</p> <p>* 労働災害による死亡者数は、年により大きく変動することがあるため、単年ではなく、労働災害計画期間の 5 年間を比較する目標とした。</p> <p>② 平成 24 年と比較して、平成 29 年までに労働災害による休業 4 日以上死傷者数を 15%以上減少させること</p> |
|---|

（3）計画の評価と見直し

計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認、評価を行う。また、必要に応じ計画の見直しを検討する。

2 労働災害等の動向と課題

（1）静岡県内の労働災害の推移

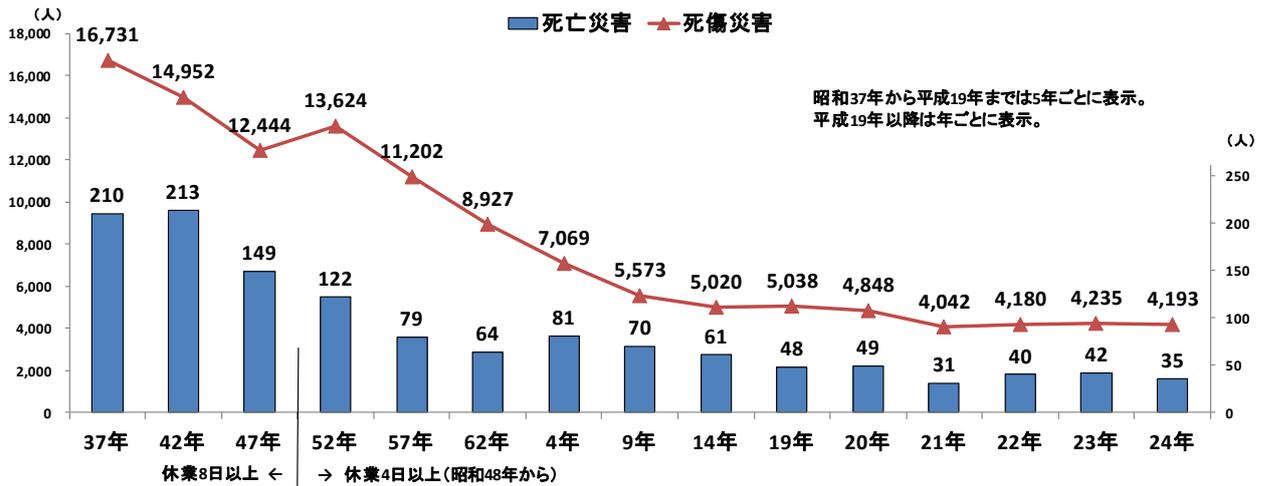
ア 静岡県内の労働災害による死傷者数（昭和 47 年以前は休業 8 日以上、昭和 48 年以降は休業 4 日以上）は、昭和 35 年（1960 年）の 18,354 人をピークに、その後増減しつつも長期的には減少し、昭和 60 年（1985 年）には初めて 10,000 人を下回り、平成 21 年には過去最少となったものの、平成 22 年、23 年と 2 年連続して増加した。

平成 24 年の死傷者数は 4,193 人で、第 11 次計画で目標とした 4,000 人以下は達成できなかったが、平成 23 年と比較すると、僅かではあるが減少した。(図 1)

イ 死亡災害については、昭和 36 年(1961 年)の 258 人から増減を繰り返しつつも長期的には減少し、昭和 54 年(1979 年)には初めて 100 人を下回り、死傷者数と同様に、平成 21 年に過去最少となったが、平成 22 年、23 年と 2 年連続して増加した。

平成 24 年の死亡者数は 35 人で、前年より減少し、40 人以下という第 11 次計画の目標を達成した。(図 1)

【図 1】 静岡県内の労働災害の推移



(2) 業種別の労働災害の動向

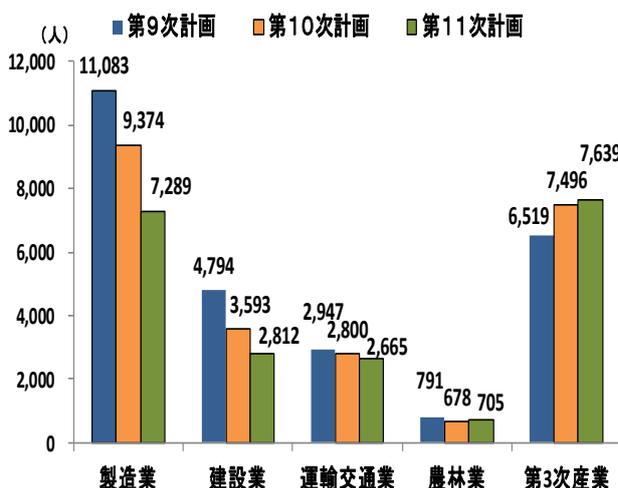
ア 第 11 次計画期間の死傷者数は 21,498 人で、第 10 次計画期間の 24,409 人から 2,911 人減少している(第 11 次計画期間と第 10 次計画期間を比較した増減率-11.9%)。

業種別では、製造業(同-22.2%)、建設業(同-21.7%)において大きく減少し、運輸交通業(同-4.8%)はわずかに減少している。

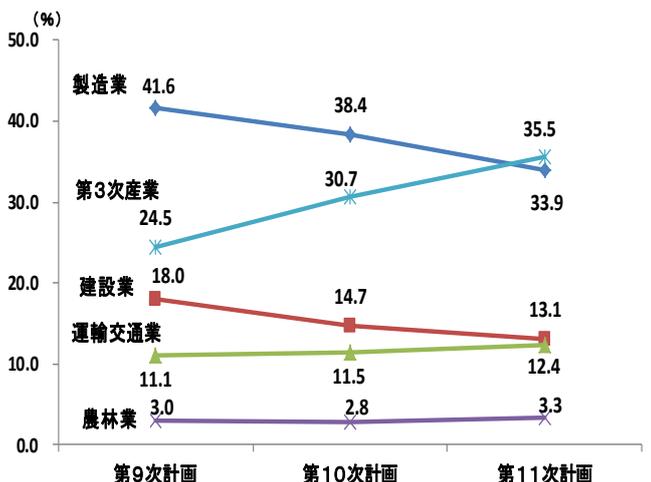
一方、農林業(同+4.0%)及び第三次産業(運輸交通業及び貨物取扱業を除く。以下同じ。同+1.9%)では増加している。(図 2)

また、死傷災害全体に占める割合は、第三次産業が大きく増加しており、第 11 次計画期間では 35.5%で、製造業の割合を上回り、最大となった。(図 3)

【図 2】 業種別発生状況(死傷災害)



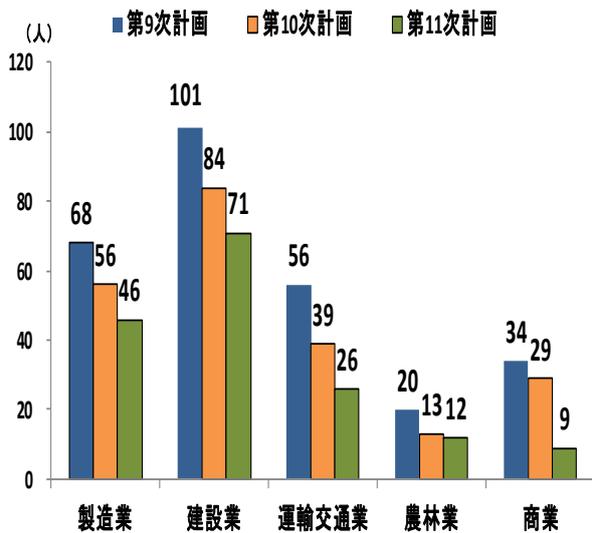
【図 3】 全災害に占める割合(死傷災害)



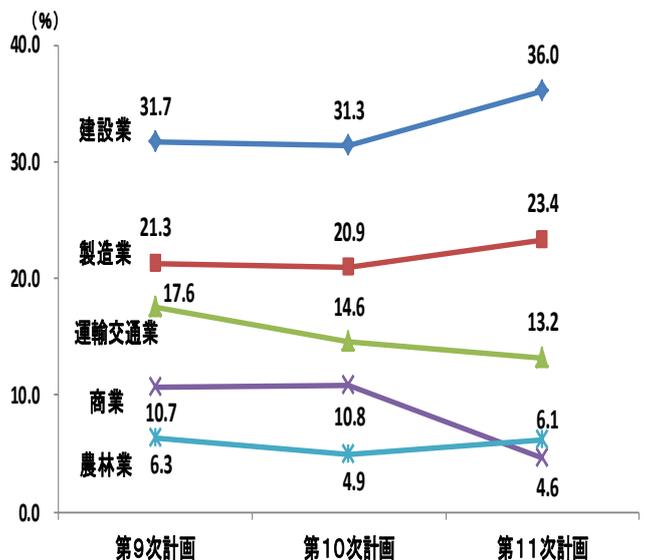
イ 死亡災害についても、第11次計画期間の死亡者数は197人で、第10次計画期間中の268人に比べ大幅に減少している（第11次計画期間と第10次計画期間を比較した増減率-26.5%）。（図4）

業種別では、依然として建設業（同一15.5%）及び製造業（同一17.9%）の死亡災害が多く、この2業種が占める割合は、第10次計画期間の52.2%から、第11次計画期間では59.4%と7.2ポイント増加している。（図5）

【図4】業種別発生状況（死亡災害）



【図5】全災害に占める割合（死亡災害）



(3) 年齢別の状況

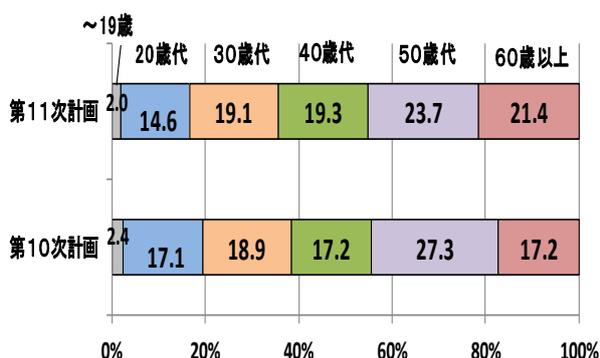
ア 死傷災害については、第11次計画期間では、50歳代の労働者が5,093人と最も多いが、第10次計画期間と比べると、1,564人、23.5%減少し、全災害に占める割合も23.7%で、第10次計画期間と比べると3.6ポイント低下している。

次いで60歳以上の労働者が4,604人で2番目に多く、第10次計画期間と比べると、413人、9.9%増加しており、全災害に占める割合は21.4%で、第10次計画期間と比べると4.2ポイント上昇している。（図6）

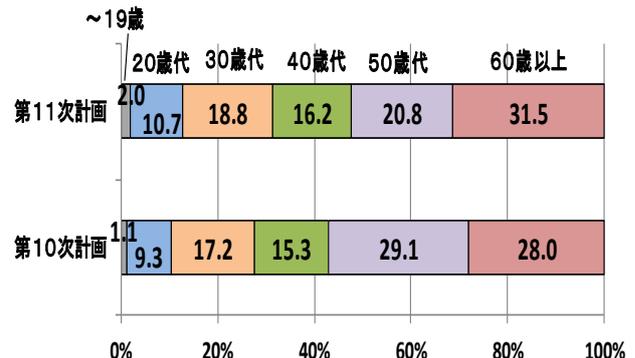
イ 死亡災害については、第11次計画期間では、60歳以上の労働者が62人と最も多く、第10次計画期間と比べると、13人、17.3%減少しているものの、全災害に占める割合は31.5%で、3.5ポイント上昇している。

次いで50歳代の労働者が41人で、第10次計画期間と比べると37人減少し、全災害に占める割合も20.8%と、8.3ポイント低下している。（図7）

【図6 年齢別の発生状況（死傷災害）】



【図7 年齢別の発生状況（死亡災害）】



3 重点施策

国の第12次労働災害防止計画、静岡県内の労働災害の動向等を踏まえ、以下の4つを重点施策とする。

- (1) 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化
- (2) 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組み
- (3) 発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化
- (4) 東京電力福島第一原子力発電所事故を受けた対応

4 重点施策ごとの具体的取組

- (1) 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

ア 重点とする業種対策

- (ア) 労働災害件数を減少させるための重点業種対策

(現状と課題)

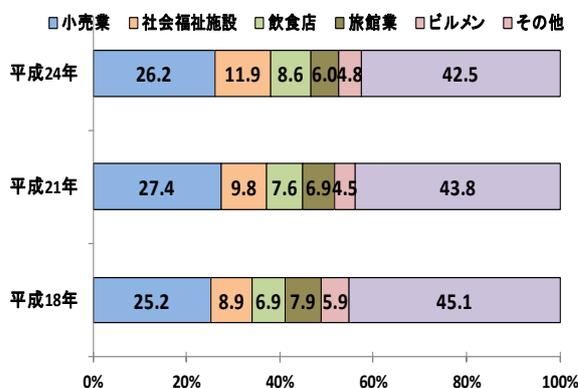
- ① 休業4日以上死傷災害は、これまで重点的に取り組んできた建設業、製造業に大幅な減少がみられるが、安全衛生行政として必ずしも重点的な取組が行われてこなかった第三次産業では増加している。(前記2の(2)のア参照)

第三次産業の死傷災害は、平成24年では小売業が26.2%、社会福祉施設が11.9%、飲食店が8.6%を占め、この3業種で半数近くを占めている。(図8)

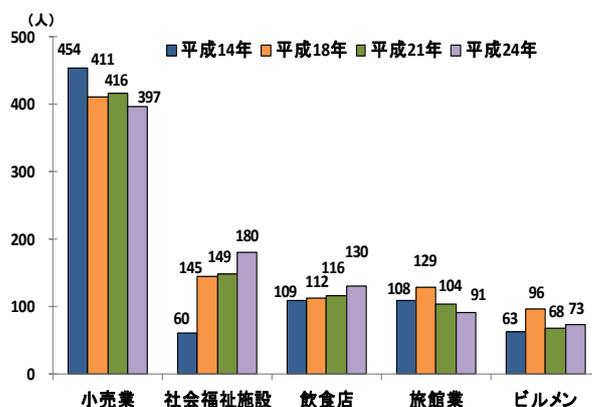
また、平成14年以降の状況をみると、小売業は僅かな減少に止まり、社会福祉施設及び飲食店は増加傾向にあることから、第三次産業については、小売業、社会福祉施設及び飲食店を重点として取り組む必要がある。

(図9)

【図8】第三次産業における死傷災害の推移(割合)

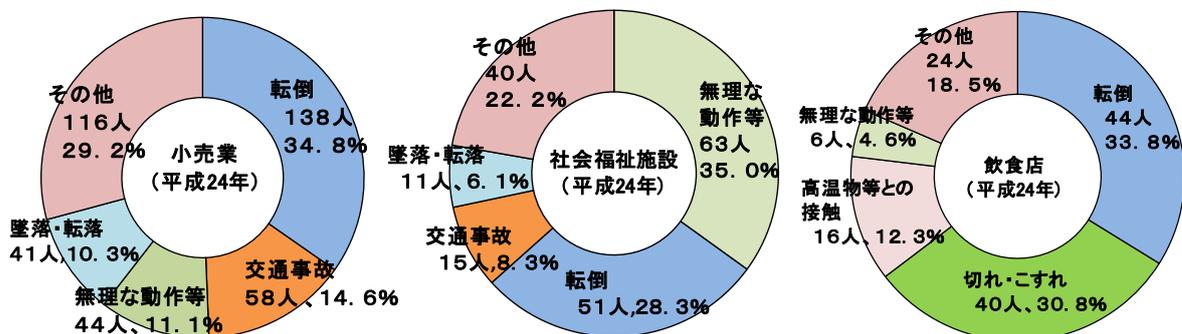


【図9】第三次産業における死傷災害の推移



そして、事故の型別の発生状況は、転倒災害及び無理な動作や動作の反動による災害が、小売業では45.9%、社会福祉施設では63.3%、飲食店では38.4%を占めており、労働者の行動に起因する災害が多い。(図10)

【図10】事故の型別発生状況(死傷災害)



② 運輸交通業の災害は、全災害の1割強を占めている。また、最近の減少率は他の業種に比べ低くなっている。

そして、道路貨物運送業の災害が運輸交通業の9割ほどを占めており、道路貨物運送業を重点として取り組むことが必要である。(表1)

【表1】道路貨物運送業の死傷災害の推移

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
運輸交通業	586	466	567	519	527
道路貨物運送業	531 (90.6%)	427 (91.6%)	509 (89.8%)	477 (86.1%)	453 (86.0%)

(())内は、道路貨物運送業の災害が運輸交通業に占める割合

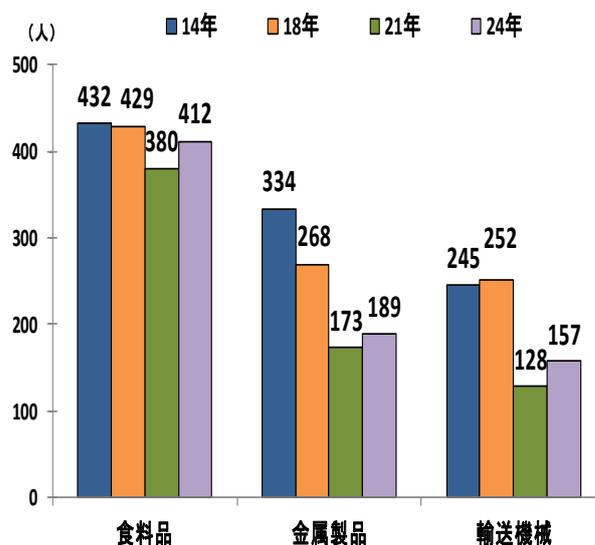
また、道路貨物運送業の災害は、荷役作業中が61.3%を占め、その86.4%が荷の積み込先である発荷主や荷の届先である着荷主(以下「荷主等」という。)で発生している。

③ 製造業における死傷災害は減少しているが、未だに全産業の死傷災害の3分の1を占めている。

そして、製造業では、食料品製造業における死傷災害が最も多く、製造業の災害の29.4%(平成24年)を占め、また、最近は増加傾向にあることから、食料品製造業について重点業種として取り組む必要がある。(図11)

また、食料品製造業の災害は、動力機械による災害が32.0%、転倒による災害が23.3%と、この二つの災害で半数を占めている。

【図11】製造業における死傷災害の推移



(目標)

平成24年と比較して、平成29年までに、重点業種ごとに以下の目標の達成を目指す。

■小売業

労働災害による休業4日以上死傷者の数を20%以上減少させること

■社会福祉施設

労働災害による休業4日以上死傷者の数を10%以上減少させること

■飲食店

労働災害による休業4日以上死傷者の数を25%以上減少させること

■道路貨物運送業

労働災害による休業4日以上死傷者の数を10%以上減少させること

■食料品製造業

労働災害による休業4日以上死傷者の数を20%以上減少させること

(具体的な取組)

① 第三次産業対策

第三次産業については特に労働災害発生件数の多い小売業、社会福祉施設(介護施設)、飲食店を重点的に取り組む。

[重点指導事項：第三次産業共通]

- 第三次産業における災害は、転倒災害や、無理な動作・動作の反動による災害が多いが、これらの災害は日常生活でも起こりうるものが多く、事業者、労働者の双方とも労働災害防止に対する意識が希薄になりがちであることから、経営トップが労働災害防止に対する方針を明確に示すよう指導する。
- 第三次産業の災害は労働者の行動に起因する災害が多いことから、雇入れ時の安全衛生教育の実施の徹底、危険予知活動の実施の促進を図る。
- 事業場における労働安全衛生管理活動を推進するため、労働安全衛生法により安全委員会の設置や安全管理者又は安全推進者の選任が義務付けられている業種の事業場についてはその履行を徹底させるとともに、安全委員会の設置等が義務付けられていない業種の事業場についても、安全委員会の設置や安全管理者等の選任の促進を図る。

[業種別の取組]

①-1 小売業

(重点指導事項)

- 小売業では、労働災害の多くがバックヤードで発生しているため、バックヤードでの作業の実態に着目して、危険箇所の見える化(危険マップによる危険箇所の表示等)、リスクアセスメント、KY活動等による危険の低減を指導する。

(重点指導対象)

- 平成24年の死傷災害を事業場の規模別にみると、労働者30人以上の事業場の割合が56.4%となっている。
また、第11次計画期間中に災害が発生した事業場の26.7%の事業場で2件以上の災害が発生していることから、労働者30人以上の事業場、災害が多発している事業場を対象とし、集団指導、個別指導等を実施する。
- 店舗等の安全管理活動の促進のためには、本社あるいは複数の店舗等を管理する支店等(以下「本社等」という。)による指導が重要であり、静岡県内に本社等を有する多店舗展開企業について、本社等に対して個別指導等を実施する。

①-2 社会福祉施設(介護施設)

(重点指導事項)

- 社会福祉施設においては、無理な動作や動作の反動による腰痛等の災害や転倒災害が多いことから、労働者に対する安全衛生教育の徹底、「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施、介護機器の導入による腰痛予防、4Sの徹底による転倒災害の防止を指導する。

(重点指導対象)

- 平成24年の死傷災害を事業場の規模別にみると、労働者30人以上の事業場の割合が76.7%となっている。
また、第11次計画期間中に災害が発生した事業場の29.7%の事業場が2件

以上の災害が発生していることから、労働者 30 人以上の事業場、災害が多発している事業場を対象とし、集団指導、個別指導等を実施する。

- 労働安全・衛生コンサルタント等の専門家を活用し、事業場に対して、腰痛を起こさない移動・移乗介護法や介護機器の具体的な活用方法等について訪問指導等を行う。
- 労働災害の防止等に積極的に取り組んでいる事業場の把握を促進し、社会福祉施設における労働災害防止活動を推進する先進的な集団を育成する。

①-3 飲食店

(重点指導事項)

- 平成 24 年の死傷災害を事故の型別にみると転倒災害が多いことから、労働者に対する安全衛生教育、4S の徹底を指導する。
- 飲食店においては、スライサーなどの動力機械による災害が発生しているため、平成 25 年 10 月から施行される改正労働安全衛生規則に基づく食品加工機械に対する新たな対策の周知を図り、改正法施行後はその履行の徹底を指導する。

(重点指導対象)

- 労働者 30 人以上の事業場、労働災害が発生している事業場等について、文書指導、集団指導を実施する。
- 店舗において災害が発生している静岡県内に本社等を有する企業について、個別指導等を実施する。

(関係団体等との連携等)

- 第三次産業については、従来、安全衛生行政としては必ずしも重点的な取組が行われておらず、関係団体等との連携が十分にとられていないので、局において、関係団体等に対し、労働者の安全と健康の確保のための活動の促進を要請し、その活動を支援する。

② 道路貨物運送業対策

(重点指導事項)

- 道路貨物運送業における災害の約 6 割が荷役作業時に発生していることから、道路貨物運送業者だけでなく、荷主等に対して、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」(以下「荷役ガイドライン」という。)により運送事業者、荷主等が実施するとされている事項の実施を指導する。

(重点指導対象)

- 道路貨物運送業者については、災害が発生している事業場や陸上貨物運送事業労働災害防止協会静岡県支部の会員事業場に対し集団指導を実施する。
- 荷主等については、製品や原材料等を反復・定期的な搬入・搬出する製造業の事業場に対し、「荷役ガイドライン」による荷主等の実施事項の実施状況について通信調査を行い、現状を把握するとともに、「荷役ガイドライン」による荷主等の実施事項の実施促進を要請する。
- 運送事業者の労働災害が発生した荷主等に対し、「荷役ガイドライン」を送付し、荷主等の実施事項の実施促進を要請する。
- 大規模な製造業の事業場について、局署幹部が事業場のトップに「荷役ガイド

ライン」による荷主等の実施事項の実施を働きかける。

(関係団体等との連携等)

- ・ 陸上貨物運送事業労働災害防止協会静岡県支部が平成18年から取り組んでいる「追突・墜落災害ゼロ安全宣言運動」の実施を支援するとともに、荷役作業時の墜落災害防止対策の事例の収集を要請する。

③ 食料品製造業対策

(重点指導事項)

- ・ 食料品製造業における災害は、動力機械による災害が32.0%、転倒災害が23.3%を占めていることから、動力機械について法定の安全措置の徹底を図るとともに、リスクアセスメントの実施と、機械設備の本質的安全化等の促進を指導する。
- ・ 平成25年10月から施行される改正労働安全衛生規則に基づく食品加工機械に対する新たな対策の周知を図り、改正法施行後はその履行の徹底を指導する。
- ・ 転倒災害の防止については、4Sの徹底により、床面の濡れや通路に置いた荷物等、転倒災害につながるリスクを極力排除・低減することを指導する。

(重点指導対象)

- ・ 平成24年の死傷災害を事業場の規模別にみると、労働者30人以上の事業場の割合は65.0%を占めているため、これらの事業場及び動力機械による災害が発生している事業場に対し、集団指導、個別指導等を実施する。
- ・ 労働災害が発生した事業場に対し、同種災害の再発防止対策の検討を指導し、その結果について報告を求める。

(関係団体等との連携等)

- ・ 焼津地区水産加工業安全衛生協議会、静岡県缶詰協会等の活動を支援し、また労働災害防止に取り組む関係団体等を育成する。

(イ) 重篤度の高い労働災害を減少させるための重点業種対策

(現状と課題)

- ① 全産業の死亡災害は、第10次計画期間では第9次計画期間に比べ16.0%減少し、第11次計画では第10次計画期間より26.5%減少しており、着実に減少しているが、第11次計画期間に約200人が死亡している。(前記2の(2)のイ参照)

業種別では、建設業は、第10次計画期間の減少率は全産業を上回る16.8%であったが、第11次計画期間の減少率は15.5%で、全産業の減少率を11ポイント下回り、全産業に占める割合は、第10次計画期間の31.3%から第11次計画期間は36.0%と、4.7ポイント上昇している。

製造業は、第10次計画期間の減少率は17.6%で全産業を上回ったが、第11次計画期間は17.9%で、全産業の減少率を8.6ポイント下回り、全産業に占める割合は、第10次計画期間の20.9%から第11次計画期間は23.4%と、2.5ポイント上昇している。(図5)

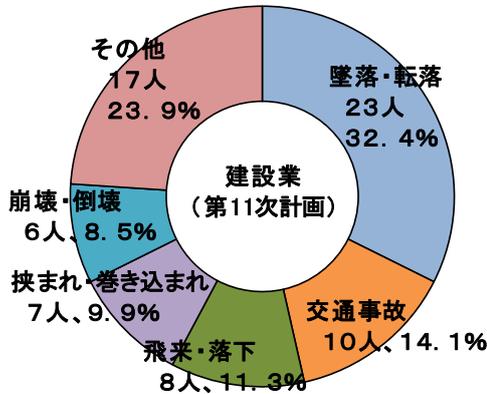
建設業と製造業の2業種の死亡者数は、第11次計画期間において117人で、全産業の死亡者数の59.4%を占め、第10次計画期間の52.2%から7.2ポイント上昇している。

- ② 建設業では、事故の型別にみると、墜落・転落災害が32.4%(死傷災害では31.5%)

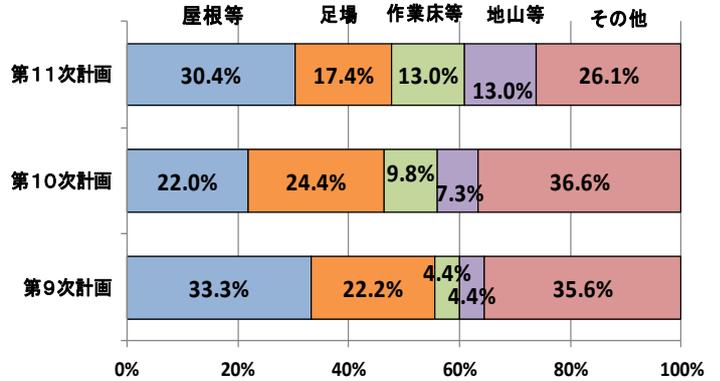
を占め、次いで交通事故が 14.1%(同 2.7%)、飛来・落下災害が 11.3%(同 11.0%)
となっている。(図 1 2)

墜落災害について、起因物別では、屋根・はり等が 30.4%、足場が 17.4%で、こ
の二つで半数近くを占めている。(図 1 3)

【図 1 2】事故の型別発生状況（建設業）



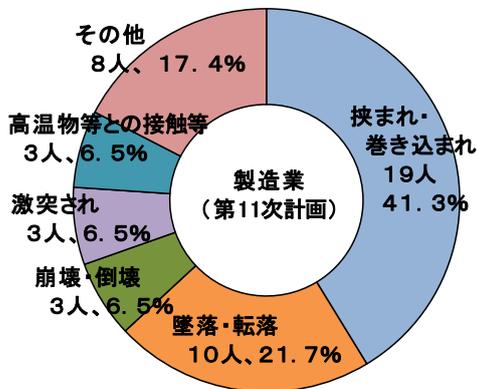
【図 1 3】墜落災害の起因物別発生状況（建設業）



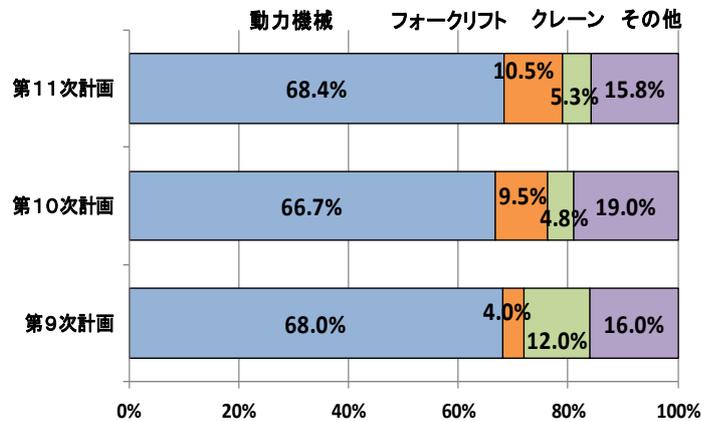
③ 製造業では、事故の型別では、挟まれ・巻き込まれ災害が 41.3%（死傷災害では
31.1%）を占め、次いで、墜落・転落災害が 21.7%（同 8.8%）となっている。(図
1 4)

挟まれ・巻き込まれ災害を起因物別にみると、動力機械によるものが7割近くを占
めている。(図 1 5)

【図 1 4】事故の型別発生状況（製造業）



【図 1 5】挟まれ等災害の起因物別発生状況（製造業）



(目標)

■建設業

第 11 次計画の 5 年間と比較して、第 12 次計画の 5 年間の労働災害による死亡者
数を 10%以上減少させる。

■製造業

第 11 次計画の 5 年間と比較して、第 12 次計画の 5 年間の労働災害による死亡者
数を 10%以上減少させる。

① 建設業対策

(重点指導事項)

a 墜落・転落災害防止対策

(a) 様々な場所からの墜落・転落災害防止対策の推進

- ・ 墜落・転落災害のうち、足場からの墜落・転落は17.4%を占めているため、適法な足場の設置を始め、「足場からの墜落・転落災害総合防止対策推進要綱」の徹底を図る。また足場の組立等作業時における安全帯の二丁掛けを推進する。
- ・ 墜落・転落災害のうち、屋根、はり等からの墜落・転落が約3割を占めるため、親綱や安全ネットの設置、安全帯の使用の徹底を図る。

(b) ハーネス型の安全帯の普及

- ・ 一般に広く使用されている胴ベルト型の安全帯は、墜落時の身体への衝撃が大きいため、作業性を考慮しつつ、特殊な形状の足場の組立・解体や、建物や足場の形状から墜落時に労働者の救出に時間を要する場所での作業について、墜落時に衝撃が少ないハーネス型の安全帯の使用を勧奨する。

b 全国的な人材不足等の状況を踏まえた対策

- ・ 新規に建設業に就労する者（新規参入者）等に対する安全衛生教育の確実な実施等、地場総合工事業者を中心に、各建設現場の統括安全衛生管理の徹底を図る。

c 解体工事対策

(a) アスベストばく露防止対策

- ・ 引き続きアスベストのばく露や飛散の防止の徹底を指導する。
- ・ 静岡県等と連携し、建築物等の解体時等の事前調査の実施と届出の励行を指導する。

(b) 解体工事の安全対策

- ・ 平成25年7月から施行された、鉄骨切断機等の解体用機械に関する改正労働安全衛生規則の周知を図るとともに、その履行の徹底を指導する。
- ・ 今後示される予定の老朽化したインフラや建造物の解体・改修工事におけるガイドラインの周知徹底を図る。

d 自然災害の復旧・復興工事対策

- ・ 近年、台風、大雨等の自然災害が頻発しており、県内においても災害復旧工事における車両系建設機械の道路からの転落、傾斜地の通路からの転落災害等が発生していることから、道路、地山からの転落災害の防止を重点に、復旧・復興工事での労働災害防止対策の徹底を指導する。

(重点指導対象)

- ・ 建設業労働災害防止協会静岡県支部やその他の建設業関係団体と連携して集団指導を実施する。
- ・ 建設工事現場あるいは建設事業者の本社等について、個別指導等を実施する。

(関係団体等との連携等)

- ・ 国土交通省静岡地方機関、静岡県などの発注機関との連絡会議等を通じて、工事請負人の労働災害防止活動の推進について指導を要請する。
- ・ 建設業労働災害防止協会静岡県支部やその他の建設業関係団体の安全大会の開催、安全パトロールの実施等を支援する。
- ・ 建設業労働災害防止協会静岡県支部に対し、安全パトロールで問題が認められた元方事業者について、安全指導者等によるその本社等への個別の指導の強化を要請する。

② 製造業対策

(重点指導事項)

- ・ 製造業の死亡災害は、挟まれ・巻き込まれ災害が 41.3%を占め、そのうち動力機械によるものが 68.4%を占めているため、動力機械について法定の安全措置等の徹底を図るとともに、リスクアセスメントの実施と、機械設備の本質的安全化等の促進を指導する。
- ・ 機械のトラブル処理や点検等の作業時に災害が発生しており、非定常作業時の作業手順の作成と手順に基づく作業の徹底を指導する。

(重点指導対象)

- ・ 動力機械災害が多い、金属製品製造業、輸送用機械等製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業を中心に、集団指導、個別指導を実施する。
- ・ 動力機械災害が発生した事業場に対し、同種の災害の再発防止対策の検討を指導し、その結果について報告を求める。

(関係団体等との連携等)

- ・ 静岡県労働基準協会連合会、各地区労働基準協会等の活動を支援する。
- ・ 中央労働災害防止協会が小規模事業場における安全衛生活動の底上げを図るための事業場等に対する指導・援助活動を実施する予定であり、この取組みを支援する。

イ 重点とする健康確保・職業性疾病対策

(現状と課題)

- ・ 労働者の健康保持増進に関して、静岡県内の精神障害に係る労災請求件数は増加傾向にあり、また、平成 24 年度に実施した労働者 50 人以上の事業場に対するメンタルヘルス対策に関する自主点検の結果では、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は 44%に止まっている。

また、脳・心臓疾患に係る労災請求件数も増加している。(表 2)

【表 2】脳・心臓疾患及び精神障害の労災請求件数、認定件数の推移

上段：請求件数 下段：認定件数

疾病	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
脳・心臓疾患	16	7	11	12	20
	7	6	3	5	7
精神障害	19	16	18	22	24
	7	8	6	9	7

- ・ 印刷業における胆管がんの発生を契機に、化学物質による健康障害への関心が高まっており、有機溶剤等の規制物質の法定事項の履行に加え、規制対象外の化学物質についても健康障害リスクの低減等の自主的取組の重要性が高まっている。
- ・ 業務上の疾病については、腰痛が業務上疾病の半数以上を占め、社会福祉施設、小売業、陸上貨物運送事業等の労働災害件数を押し上げている。(表 3)

【表3】腰痛（労働災害）の発生件数の推移（休業4日以上）

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
業務上疾病発生件数	298	214	250	205	224
腰痛件数	173 (58.1%)	131 (61.2%)	128 (51.2%)	118 (57.6%)	130 (58.0%)

(())内は、腰痛が業務上疾病に占める割合

- 熱中症については、猛暑であった平成22年に死亡者数、死傷者数ともに大幅に増加し、その後も平成21年以前と比べると高い水準で推移している。(表4)

【表4】熱中症の発生件数の推移（休業4日以上）

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
死亡者数	1	1	5	3	2
死傷者数	9	5	31	14	15

① メンタルヘルス対策

(目標)

労働者数50人以上の事業場について、平成29年までにメンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を80%以上とする。

(重点指導事項)

a メンタルヘルス不調予防のための職場改善の取組

- メンタルヘルス不調の予防のためには、労働者がストレスチェック等に基づきセルフケアを行えるようにすることや日常的に労働者と接する管理監督者が適切に対応できるようにすることが重要であり、管理監督者と労働者への教育研修・情報提供の実施を重点に指導する。
- 精神障害に係る労災請求事案には、過重労働により精神障害を発症したとする事案もあることから、過重労働対策について併せて指導する。
- メンタルヘルス不調を予防する観点から、「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」を参考に、問題の現状や課題、取組例等について、ポータルサイト「あかるい職場応援団」の活用等を通じて周知啓発を行い、パワーハラスメント対策の推進を図る。

b ストレスへの気づきと対応の促進

- 労働者のストレスへの気づきを促すようストレスチェック等の取組を推進するとともに、事業場内での相談体制の整備を推進する。

c メンタルヘルス対策支援センターの利用の促進

- 職場でのメンタルヘルス対策は、ストレスへの気づきを促すための労働者への教育研修、職場復帰支援等を総合的に実施することが必要であり、メンタルヘルス対策支援センターの利用を勧奨する。

d 職場復帰対策の促進

- 事業場がメンタルヘルスに問題を抱える労働者の職場復帰支援に容易に取り組

むことができるよう、今後、職場復帰支援事例集、職場復帰支援モデルプログラム等が働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」等を通じて提供される予定であることから、これを広く周知し、対策の促進を図る。

(重点指導対象)

- ・ 労働者 50 人以上の事業場に対し、メンタルヘルス対策等に関する通信調査を実施するとともに、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の周知を図る。
- ・ 労働者数 50 人以上の事業場でメンタルヘルス対策に取り組んでいない事業場について集団指導、個別指導等を実施する。

(関係団体等との連携等)

- ・ メンタルヘルス対策を効果的に進めるためには専門家による助言指導が重要であり、メンタルヘルス対策支援センター、地域産業保健センター等の利用を促進する。

② 過重労働対策

(重点指導事項)

a 健康管理の徹底による労働者の健康障害リスクの低減

- ・ 定期健康診断の実施、労働時間等の的確な把握・管理をふまえた事後措置等を含む健康管理を徹底させる。
- ・ 恒常的な長時間労働の回避可能な労務管理の定着を図ることにより、労働者の過労に伴う健康障害のリスクの低減を図る。

b 働き方・休み方の見直しの推進

- ・ 不規則勤務や深夜労働の多い業種・職種に重点を置き、効果的な疲労の回復につながる休日・休暇の付与・取得を促進する。
- ・ 恒常的な長時間労働に従事する労働者の多い業種・職種に重点を置き、労使の取組を効果的に促すとともに、「労働基準法第 36 条第 1 項の協定で定める労働時間の延長の限度に関する基準」の遵守を図ること等により、時間外労働の削減を推進する。

(重点指導対象)

- ・ メンタルヘルス対策に係る集団指導、個別指導等の機会に、過重労働対策についても指導する。
- ・ 過重労働による業務上の疾病を発生させた事業場に対し再発防止対策の徹底を指導する。
- ・ 労働者 50 人未満の規模の事業者の健康管理の支援を行うため、地域産業保健センターの利用を促進する。

③ 化学物質による健康障害防止対策

(重点指導事項)

- ・ 労働安全衛生法により規制の対象となっている化学物質を使用する事業場について、関係法令に規定された措置の徹底と、化学物質による健康障害防止指針に定められた化学物質について、指針に基づく措置の促進を図る。
- ・ 化学物質使用事業場に対し、化学物質に係る安全データシート（SDS）の入手を指導し、その情報により危険性又は有害性の高い化学物質について、化学物質に関するリスクアセスメントの実施を促進する。

中小規模事業場に対しては、専門的な知識がなくても化学物質のリスクアセスメントが可能となるツールとして開発された「コントロール・バンディング」を周知、普及を図る。

- ・ 従来の作業環境管理方法に加えて、リスクに基づく合理的な化学物質管理方法として、「発散抑制措置の性能要件化」の周知・普及を図る。

(重点指導対象)

- ・ 全国労働衛生週間説明会等の機会に、重点指導事項について指導する。
- ・ 製造業に係る集団指導、個別指導に併せて重点実施事項について指導する。

④ 粉じん障害防止対策

粉じん障害の防止については、これまで7次にわたり、対策を推進してきたところであるが、別途策定する平成25年度から平成29年度までの5年間の期間とする第8次粉じん障害防止総合対策により取り組む。

⑤ 腰痛・熱中症予防対策

⑤-1 腰痛予防対策

(重点指導事項)

- ・ 雇入れ時教育において腰痛予防対策を盛り込んで実施するよう指導する。
- ・ 腰部に著しい負担のかかる作業について、自動化、機械化の促進を指導する。

(重点指導対象)

- ・ 災害性腰痛の発生件数が多い製造業、社会福祉施設、道路貨物運送業、小売業を対象に実施する集団指導に併せて、「職場における腰痛予防対策指針」の周知と指針に基づく措置の実施を指導する。

⑤-2 熱中症対策

(重点指導事項)

a 熱中症の発生防止対策の徹底

- ・ 「職場における熱中症予防対策マニュアル」の周知・啓発を図るとともに、当該マニュアルを活用した労働者に対する教育の実施を指導する。
- ・ 熱中症対策として労働現場で用いられている製品の中には、身体の一部の温度は下がっても、身体への負担軽減につながらないものもあるため、WBGT 値（暑さ指数）の低減効果の観点から機能の評価基準の策定が行われる予定なので、評価基準が策定された場合はその周知を図る

(重点指導対象)

- ・ 暑さが本格化する前の時期に指導することが重要なので、関係団体等に対し会員への周知・指導を要請するとともに、全国安全週間説明会等年度第1四半期に開催する説明会、集団指導、個別指導等の機会を捉えて指導する。

⑥ 受動喫煙防止対策

(重点指導事項)

- ・ 受動喫煙の健康への有害性に関する理解を図り、受動喫煙防止対策を普及・促

進する。

- 対象事業者が拡大された受動喫煙防止対策助成金制度について広く周知を図り、その活用を図る。

(重点指導対象)

- 全国労働衛生週間説明会や各種の集団指導の機会に、受動喫煙防止対策助成金制度の周知と、受動喫煙防止対策の推進を指導する。

ウ 業種横断的な取組

(現状と課題)

- 当局においては、第11次計画において、「静岡リスクアセスメント等普及促進計画」を策定し、労働者数50人以上の製造業の事業場を最重点として取り組んだ。その結果、労働者50人以上の製造業の事業場においては90%の事業場がリスクアセスメントを実施している。

しかし、一部の機械等についてリスクアセスメントを実施したがその他の機械等については実施していない事業場があるなど、その定着を図る必要がある。

また、製造業以外の事業場について、リスクアセスメントの実施の促進を図る必要がある。

- 60歳以上の高年齢労働者数は、平成14年から平成19年の5年間で40%増加し、雇用者全体に占める割合も3.3ポイント増加している。

また、労働災害全体に占める60歳以上の労働者の割合も、死傷災害で2.6ポイント増加している。(表5)

そして、高年齢労働者のさらなる増加が予想されるため、加齢による身体機能の低下や基礎疾患に関連する労働災害を防止する必要がある。

【表5】高年齢労働者数等の推移

	雇用者数	60歳以上の雇用者数	60歳以上の死傷者数
平成14年	1,696,400	177,100 (10.4%)	821 (16.4%)
平成19年	1,813,600	247,700 (13.7%)	959 (19.0%)

(出典：「雇用者数・60歳以上」 就業構造基本調査、()内は雇用者数に占める割合)

(出典：「60歳以上の死傷者数」 労働者死傷病報告、()内は全災害に占める割合)

- また、非正規労働者数も、平成14年から平成19年の5年間で22%増加し、雇用者全体に占める割合は34%となっており、非正規労働者に関する安全衛生活動が、労働者の属性にかかわらず確実に実施されるよう指導の強化が必要となっている。(表6)

【表6】非正規労働者数等の推移

	非正規雇用者計	派遣社員	派遣社員以外
平成14年	497,100 (29.3%)	24,600	472,500
平成19年	608,500 (33.6%)	69,300	539,200

(出典：就業構造基本調査、()内は雇用者数に占める割合)

① リスクアセスメントの普及促進

(重点指導対象)

- ・ 製造業については、労働者数 50 人未満の事業場に対して、集団指導、個別指導等を実施する時に、リスクアセスメントの実施を指導する。
- ・ 労働者 50 人以上の製造業の事業場に対しては、リスクアセスメントの定着状況等について通信調査を実施する。
- ・ 製造業以外の業種については、建設業、道路貨物運送業、港湾貨物運送業、林業を対象に、それぞれの労働災害防止協会静岡県支部と連携し、集団指導等の機会にリスクアセスメントの実施の促進を図る。
- ・ 危険性又は有害性の高い化学物質について適切な管理が求められる事業場に対しては、化学物質に関するリスクアセスメントの普及定着を促進する。

② 高齢労働者対策

(重点指導事項)

a 身体機能の低下に伴う労働災害防止の取組

- ・ 平成 24 年の 60 歳以上の労働者の死傷災害を事故の型別にみると、転倒災害が 29%、墜落・転落災害が 18%で、この二つの型で 47%を占めていることから、通路、作業場の段差の解消、手すりの設置、必要な照明の確保などの職場のリスクの低減対策の実施を促進する。
- ・ 転倒災害等は身体機能の低下が影響していると思われるので、身体機能の低下を防ぐための運動が促進されるよう、労働災害防止団体、業界団体等と連携して指導する。
- ・ 高齢労働者に対し、身体機能の低下や基礎疾患に伴う労働災害発生リスクの増大と労働者自身が取り組むべき事項について教育を行うよう指導する。

b 基礎疾患等に関連する労働災害防止

- ・ 基礎疾患等の健康障害リスクを持つ労働者に対して、労働者自身による健康管理を徹底するよう促すとともに、日常的な作業管理や労務管理の中で、本人の申告に基づいて健康状態を把握し、労働災害につながるような状態で作業に従事することがないように、注意喚起する。
- ・ 体調不良が重篤な労働災害につながりやすい建設作業について、建設業労働災害防止協会静岡県支部等と連携し、作業開始前の健康状態のチェックやその結果に基づく適切な作業配置を促進する。
- ・ 定期健康診断結果に基づく保健指導や事後措置の中で、労働者自身の健康管理のみならず、基礎疾患が誘発しうる労働災害を防止する観点からも適切な指導・対応が必要である旨を、産業医や地域産業保健センター等を通じて周知徹底する。

(重点指導対象)

- ・ 全国労働衛生週間説明会等の機会を活用し、高齢労働者の身体機能や基礎疾患等に配慮した取り組みの促進を指導する。

③ 非正規労働者対策

(重点指導事項)

- ・ パートやアルバイトなどの非正規労働者に関する雇入れ時教育や健康診断の実施その他の安全衛生活動について、労働者の属性にかかわらず確実に実施するよう指導を行う。

- ・ 建設業における一人親方や、製造業における業務請負など、就業形態が多様化・複雑化する中で、労働災害防止の責任の所在があいまいにならないよう、多様な就業形態が混在するような労働現場に対して指導を行う際には、使用者として講ずべき措置、発注者等として実施すべき事項等について適切に指導する。

(2) 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組み

(現状と課題)

- ・ 労働災害は長期的には減少してきているものの、建設業や製造業では依然として重篤な労働災害が多発し、第三次産業が労働災害の増加している。
このような厳しい状況に対応するためには、行政だけでなく、労働災害防止団体、業界団体、民間の安全衛生専門家等が連携し合い、協働して取り組んでいくとともに、労働災害防止団体等が更に自主的な取組みを促進することが必要になっている。

(重点実施事項)

① 専門家と労働災害防止団体の活用

a 安全衛生分野の専門家の活用

- ・ 安全衛生分野の専門家である労働安全・衛生コンサルタントが一層活用されるよう日本労働安全衛生コンサルタント会静岡支部と連携し、労働安全衛生コンサルタントについて周知を図る。

b 労働災害防止団体の活動の活性化

- ・ 安全衛生パトロールの実施、安全衛生大会の開催等、関係団体の取組みを支援する。
- ・ 建設業労働災害防止協会静岡県支部に対し、安全パトロールで問題が認められた元方事業者について、その本社等への個別の指導の強化を要請する。(再掲)
- ・ 陸上貨物運送事業労働災害防止協会静岡県支部が平成18年から取り組んでいる「追突・墜落災害ゼロ安全宣言運動」の実施を支援するとともに、荷役作業時の墜落災害防止対策の事例の収集を要請する。(再掲)

② 業界団体との連携による実効性の確保

- ・ 安全衛生施策の推進には、業界団体との協力関係が必要不可欠であり、特に第三次産業に重点を置いて、施策ごとに、主たる業界団体との関係づくり、具体的な施策の進め方についての協議等を行い、業界と協調的に取組を進める。

③ 安全衛生管理に関する外部専門機関の活用

- ・ 産業保健活動について、引き続き、静岡産業保健推進連絡事務所、メンタルヘルス対策支援センター、地域産業保健センターの活動を周知し、その活用を促進する。

(3) 発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化

(現状と課題)

- ・ 労働安全衛生法令により元方事業者が一定の責任を負うこととされている建設業、造船業以外の業種については、発注者等に対する責任は限定的であるため、外部委託によって安全衛生上の配慮義務や責任を逃れたり、過度に安価な発注を行って、受注者が必要な安全衛生対策のための経費を計上できないような状況が発生しないよう、発注者等による取組を強化する必要がある。

- 産業現場で使用される機械等の本質的安全化に向けた取組について、機械等を使用する事業者だけでなく、機械の製造者による取組が必要である。
- 雇用形態が多様な労働者が混在していたり、雇用関係のない納入業者等が出入りするような場での労働災害を防止するためには、個々の事業者が自己の労働者の安全衛生を確保することは当然であるが、施設等の管理者が納入業者等の労働者が実施する災害防止対策を支援し、協力する必要がある。

(重点実施事項)

① 発注者等による安全衛生への取組強化

a 荷主による取組の強化（再掲）

- 荷主等については、製品や原材料等を反復・定例的に搬入・搬出する製造業の事業場に対し、「荷役ガイドライン」による荷主等の実施事項の実施状況について通信調査を行い、現状を把握するとともに、「荷役ガイドライン」による荷主等の実施事項の実施促進を要請する。
- 運送事業者の労働災害が発生した荷主等に対し、「荷役ガイドライン」を送付し、荷主等の実施事項の実施促進を要請する。
- 大規模な製造業の事業場について、局署幹部が事業場のトップに「荷役ガイドライン」による荷主等の実施事項の実施を働きかける。

b 建設工事発注者に対する要請

- 国土交通省静岡地方機関、静岡県との連絡会議等を通じて、発注者に対し、関係請負人の労働災害防止活動の推進について指導を要請する。（再掲）

② 製造段階での機械の安全対策の強化

- 機械等の製造者による機械等の設計・製造段階及び改造時のリスクアセスメントとリスク低減措置の実施や危険性等の通知の徹底を図る。
- 機械等の製造者に対し、「機械の包括的な安全基準に関する指針」の周知を図り、「機械の製造等を行う者の実施事項」の適切な実施を促進する。

(4) 東京電力福島第一原子力発電所事故を受けた対応

(重点実施事項)

① 原発事故対応の体制の整備

東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、事故時に被ばく管理等を適切に実施するための被ばく線量管理体制の強化、線量計の確保等の準備状況を個別指導等により定期的に確認する。

② 定期検査工事等における放射線障害防止等

定期検査工事等に従事する労働者に対する被ばく防止対策、特別教育等の安全衛生管理の実施を個別指導等により徹底する。